	本市第6期計画の項目	本市第7期計画(案)の項目	国の基本指針(案)との関係、本市の状況等
/ 総論(第1章 計画策定の趣旨・概要	第1章 計画策定の趣旨・概要	
	1 高齢者施策推進の必要性 (1)背景 (2)策定の方向性	1 高齢者施策推進の必要性	基本指針(案) 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 ・記載内容の整理(「(2)策定の方向性」の記載内容を前段に記載するとともに、「第6章 計画の 基本的な考え方」にも記載)
	2 国や大阪市における取組みの経過 (1)国における取組みの経過 (2)大阪市の取組みの経過	2 国や大阪市における取組みの経過 (1)国における取組みの経過 (2)大阪市の取組みの経過	
	3 計画の位置づけ	3 計画の位置づけ	第二の一 1 基本理念、達成しようとする目的及び <u>地域の実情に応じた特色の明確化</u> 、施策の達成状況の評価等 7 他の計画との関係 (一) <u>市町村老人福祉計画との一体性</u> (二) <u>市町村計画との整合性</u> (三) <u>市町村地域福祉計画との調和</u> (四) <u>市町村障害福祉計画との調和</u> (五) <u>市町村健康増進計画との調和</u> (六) <u>市町村健康増進計画との調和</u> (六) <u>市町村高齢者居住安定確保計画との調和</u> (七) <u>福祉人材確保指針を踏まえた取組</u> (八) <u>介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組</u>
第 1 章	4 計画の期間	4 計画の期間	第二の一 8 その他 (一) <u>計画期間と作成の時期</u>
第 6 章)		5 策定体制	第二の一 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一) <u>市町村関係部局相互間の連携</u> (二) <u>市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催</u> (三) <u>被保険者の意見の反映</u> (四) <u>都道府県との連携</u>
	第2章 第5期計画の進捗と評価・課題	第2章 第6期計画の進捗と評価・課題	
	1 介護保険事業に関する進捗状況等 2 第5期の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等	1 介護保険事業に関する進捗状況等 2 <u>第6期</u> の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等	第二の一 2 要介護者等地域の実態の把握 (二) <u>保険給付の実績把握と分析</u> 5 <u>目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</u>
	第3章 大阪市の高齢化の現状	第3章 大阪市の高齢化の現状	
	1 人口構造 (1)人口の推移 (2)年齢区分別人口の推移 (3)高齢化の進展 2 世帯構成 (1)世帯の推移 (2)高齢者世帯の状況 3 高齢者の状況 (1)第1号被保険者の状況 (2)要介護認定者の推移 (3)認知症高齢者の推移	1 人口構造 (1)人口の推移 (2)年齢区分別人口の推移 (3)高齢化の進展 2 世帯構成 (1)世帯の推移 (2)高齢者 <u>のいる</u> 世帯の状況 3 高齢者の状況 (1)第1号被保険者の状況 (2)要介護認定者の推移 (3)認知症高齢者の推移	第二の一 2 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み

	本市第6期計画の項目	本市第7期計画(案)の項目	国の基本指針(案)との関係、本市の状況等
	第4章 高齢者の実態調査結果の概要	第4章 高齢者の実態調査結果の概要	
総	1 本人調査 2 ひとり暮らし調査 3 介護保険サービス利用者・未利用者調査 4 介護をしている方を対象とした調査	1 調査結果の概要2 調査結果の分析(1)本人調査(2)ひとり暮らし調査(3)介護保険サービス利用者・未利用者調査(4)介護をしている方を対象とした調査(5)施設調査	第二の一 2 要介護者等地域の実態の把握 (三) <u>調査の実施</u> ・記載内容の整理(参考資料に掲載していた調査の概要を本編に移行) ・施設調査の結果を追加
総論			
(第 1 章	第5章 平成37(2025)年の社会の姿 1 大阪市の将来推計人口 2 社会的援護が必要な世帯の増加 3 高齢者の状態像	第5章 平成37(2025)年の社会の姿 1 大阪市の将来推計人口 2 社会的援護が必要な世帯の増加 3 高齢者の状態像	
\$	第6章 地域包括ケアシステムの構築	第6章 計画の基本的な考え方	
第 6 章)	1 基本的な考え方・基本方針 (1)施策推進の基本的な考え方 (2)高齢者施策推進の基本方針 2 第6期計画における取組みの方針	1 基本的な考え方・基本方針 (1)施策推進の基本的な考え方 (2)高齢者施策推進の基本方針 2 日常生活圏域の設定 3 第7期計画における取組みの方針	第二の一 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、 <u>施策の達成状況の評価</u> 等 2 要介護者等地域の実態の把握 (四) <u>地域ケア会議における課題の検討</u> 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
	(1)地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの方	<u>5 第7知</u> 画にのかる	5 <u>自保の建成状況の無候、調査及び計画等並びに公役</u> 6 日常生活圏域の設定
	(2)地域ケア会議を活用した段階的な取組み (3)「重点的な課題と取組み」及び「具体的施策」の 推進	<u>(2)地域包括ケアシステムを深化・推進するための</u> <u>取組み</u>	「(2)地域ケア会議を活用した段階的な取組み」については、「(2)地域包括ケアシステムを深化・推進するための取組み」に記載「(3)「重点的な課題と取組み」及び「具体的施策」の推進」については、「(1)大阪市の高齢者施策の体系」に記載
	第7章 重点的な課題と取組み	第7章 重点的な課題と取組み	
各論 (第7章)	1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築 (1)在宅医療・介護連携の推進 (2)地域包括支援センターの運営の充実 (3)地域における見守り施策の推進	1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築 (1)在宅医療・介護連携の推進 (2)地域包括支援センターの運営の充実 <u>(地域ケア会議の推進)</u> (3)地域における見守り施策の推進 (4)総合的な相談支援体制の充実 (5)ひとり暮らし高齢者への支援(再掲)	第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一) <u>在宅医療・介護連携の推進</u> (四) <u>地域ケア会議の推進</u> 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (三) <u>地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価</u>
			・本市のひとり暮らし高齢者が全国、政令市と比較して突出している現状を踏まえ、様々なひとり暮 らし高齢者に対する施策を集約
	2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進 (1)認知症高齢者施策の推進 (2)権利擁護施策の推進	2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進 (1)認知症高齢者施策の推進 (2)権利擁護施策の推進	第二の三 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (二) <u>認知症施策の推進</u>
	3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援 (1)介護予防・健康づくり (2)地域活動への参画支援と高齢者のいきがいづくり (3)ボランティア・NPO等の市民活動支援	3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援 (1)介護予防・健康づくり (2)地域活動への参画支援と高齢者のいきがいづくり (3)ボランティア・NPO等の市民活動支援	第二の三 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (三) <u>生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進</u>
	4 地域包括ケアに向けたサービスの充実 (1)新しい総合事業等によるサービスの多様化 (2)介護給付等対象サービスの充実 (3)介護サービスの質の向上と確保 (4)在宅支援のための福祉サービスの充実	4 地域包括ケアに向けたサービスの充実 (1)総合事業による介護予防・生活支援サービス事業 の充実 (2)生活支援体制の基盤整備の推進 (3)介護給付等対象サービスの充実 (4)介護サービスの質の向上と確保 (5)在宅支援のための福祉サービスの充実 (6)介護人材の確保及び資質の向上	第二の三 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (四)人材の確保及び資質の向上 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項
	5 高齢者の多様な住まい方の支援 (1)多様な住まい方の支援 (2)高齢者の居住の安定に向けた支援 (3)施設・居住系サービスの推進 (4)住まいに対する指導体制の確保	5 高齢者の多様な住まい方の支援 (1)多様な住まい方の支援 (2)高齢者の居住の安定に向けた支援 (3)施設・居住系サービスの推進 (4)住まいに対する指導体制の確保	第二の三 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携